

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和四年度 松阪市国民保護協議会 松阪市防災会議
2. 開 催 日 時	令和5年3月17日（金） 午後1時30分～午後4時
3. 開 催 場 所	産業振興センター
4. 出席者氏名	（会長） 竹上真人 （委員） 菅良一、堀江幸生、高橋寿（代理）、辻修一 山本奈緒美（代理）、溝口裕也（代理）、山路茂 永作友寛、中田雅喜、松本芳昭、山川良樹 中西俊樹（代理）、谷岡誠（代理）、坪井俊吾 横井洋平（代理）、西中克典、田中俊幸、姫子松伸浩 森本臣紀、平岡直人、山口保（代理） 山上節夫（防災会議）、田替藤潤子（国民保護） 小松哲、中森弘幸、豊住眞（代理）、横山孝子 堀端脩、世古佳清、八田久子、落合泰子、井上泰之 山本清巳、高畑明弘（代理）、中井俊彦、川村和弘 （事務局）北川高宏防災担当参事兼防災対策課長、大西里香管理 担当主幹兼管理係長、若林大樹防災係長、松原浩司防 災係主任、杉谷真弓管理係主任、中村卓人管理係員、 武田一晃防災支援員
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	記者1名、松阪警察署職員1名
7. 担 当	松阪市 防災対策課 北川・岡田 電 話 0598-53-4313 F A X 0598-22-1055 e-mail bousai.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

松阪市国民保護協議会

- (1) あいさつ
- (2) 説明：国民保護とは

松阪市防災会議

- (1) 議事：地区防災計画の計画提案[宮前地区・洪水編]
- (2) 議事：松阪市地域防災計画の修正について
- (3) 議事：松阪市水防計画の修正について
- (4) 報告：松阪市災害時職員行動マニュアルの見直しについて
- (5) 報告：令和5年度「松阪防災の日」について
- (6) その他

議事録

別紙のとおり

■日 時：令和 5 年 3 月 17 日（金） 午後 1 時 30 分～16 時 00 分

■場 所：産業振興センター

■出席者：以下のとおり（敬称略）

（会長）竹上真人

（委員）別紙のとおり

（事務局）防災担当参事兼防災対策課長・北川高宏、管理担当主幹兼管理係長・大西里香
防災係長・若林大樹、防災係主任・松原浩司、管理係主任・杉谷真弓
管理係・中村卓人、防災支援員・武田一晃

（アドバイザー）三重大学大学院工学研究科准教授

■傍聴者：報道関係者 1 名、松阪警察署職員 1 名

■議事：以下のとおり

（事務局）

定刻となりましたので、只今より令和 4 年度松阪市国民保護協議会および松阪市防災会議を開会させていただきます。

皆様方におかれましては、お忙しいなか、ご出席いただき、ありがとうございます。
本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてソーシャルディスタンスを取り、換気を行いながら進めてまいります。適宜、手指消毒にもご協力いただきますようお願いいたします。まず、開会に先立ちまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

1 番上から、

- 1 事項書
- 2 委員名簿・配席図
- 3 資料 1 国民保護とは
- 4 資料 2 宮前地区防災計画 洪水編（案）につきましては、地区防災計画書と提案説明用資料の 2 種類ございます。
- 5 資料 3 令和 4 年度松阪市地域防災計画の修正概要
- 6 資料 4 令和 4 年度修正（案）松阪市地域防災計画 新旧対照表
- 7 資料 5 松阪市防災会議委員からの事前意見等
- 8 資料 6 令和 4 年度松阪市水防計画の修正概要
- 9 資料 7 令和 4 年度修正（案）松阪市水防計画 新旧対照表
- 10 資料 8 松阪市災害時職員行動マニュアルの主な修正概要

資料 8 については、主な修正概要のほかに資料 8 - 1 「松阪市災害時職員行動マニュアル（第 2 版）」本冊、資料 8 - 2 「松阪市ファーストミッションボックス」の 3 種類ございます。

11 資料9 令和5年度「松阪防災の日」について

12 NTT西日本における災害対策の取り組み

以上でございます。資料は全てお揃いでしょうか。不足の資料がございましたら、お申しつけください。なお、今年度に変更された委員の皆様につきまして、本来であれば、委員お一人ずつに委嘱状を交付させていただくところではございますが、時間の制約上、あらかじめお手元に配布させていただきました。失礼とは存じますが、ご了承のほど、お願いいたします。

それでは、お手元の事項書により進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。はじめに、開会にあたりまして、松阪市国民保護協議会並びに松阪市防災会議の会長よりご挨拶申し上げます。

1. あいさつ

(会長)

防災会議にご参集を賜りまして、心からお礼申し上げます。ありがとうございます。

このところですが、市民、国民の皆様方の、ここ1年大きく意識が変わったのが、この国民保護の話ですが、現実にこのあいだのミサイル発射は、ほとんどの日本人の皆さん方が、台湾有事って、すごくこう課題っていうか、今までそういうことあんまり考えたことがなかったのが、現実に起こりうる可能性っていうのですかね。そういうのを意識した一年って言えばいいんでしょうかね。

今回色々お示しさせていただいている中で、例えば松阪市内に、避難できる地下施設、地下壕、結構アンダーパスみたいなのが幾つかありますから、そういうのってどこにあるんだとか、そういう指定であるとか、そういった話も、今日はお出しするという感じだったかと、いうふうにも思います。言うなれば、今まであまりこういう話って避けていたんですよ。あんまりその現実味もなかったし、というのがかなり意識せざるを得ないっていうことになってきたっていうことなんだと思います。

それから、トルコの地震、トルコ・シリアの巨大地震ですね。5万人以上がお亡くなりになりましたので、松阪地区の広域消防からも、延べで5名、救急救命士が派遣をされておりまして、間もなく5人目が帰ってくる。

大体こんな話でございますが、これも東日本から12年経って、少しずつですけれどもやっぱり、皆の意識が薄れつつあったときに、海外のこうした地震が発生したということで、改めてですね。我々が直面している南海トラフ大地震について、やはり現実味を持って、意識すると、そんな年になったというふうに感じております。そういった意味で、この会議の重要性というものがですね。さらに高まっているという風なことが言えると思っています。

今日はですね、皆様方に、事前に様々な資料等を配布させていただいておりますけれども、その中で熱心なご議論をいただければと思いますので、何卒よろしくお願いを申し上げ、開

会に当たりますのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。議事に入ります前に、本日の会議は、国民保護協議会並びに防災会議、それぞれ、委員総数 40 名に対し、代理出席を含めて、35 名のご出席をいただきありがとうございますことをご報告申し上げます。

本日、ご出席いただきました委員の皆様のご紹介につきましては、皆様から自己紹介をいただくのが本意ではございますが、時間の都合上、本日お配りしました委員名簿及び配席図によりまして、ご紹介に代えさせていただきますと存じます。ご了承くださいますようお願いいたします。

また、本日は、本市の防災アドバイザーでもあります三重大学大学院工学研究科の先生にもお越しいただいております。

先生には、津波避難対策検討会の会長を務めていただくなど、本市の防災対策に多数のご助言等をいただいております。本会議でも、審議に対する補足や、ご意見等をちょうだいしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それではこれより議事に入らせていただきます。なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、会議時間の短縮を図るよう、事務局からの資料説明については、簡潔にさせていただきますのでご了承ください。また、飛沫拡散防止のため、発言される際は、着座にてお願いいたします。円滑な議事進行についてご協力のほどよろしくお願いいたします。

松阪市国民保護協議会条例第 4 条第 1 項、松阪市防災会議条例第三条の規定により議事の進行につきましては、それぞれ会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。それではですね、議事進行させていただきます。受講承認の「国民保護とは」について、事務局より説明をお願いいたします。

2. 国民保護とは

(事務局)

今年度の松阪市国民保護協議会において、委員の交代がございました。初めてご出席いただく委員の方もおみえですので、改めて「国民保護とは何か」ということについて、ご説明させていただきます。

お手元の資料 1 または前のスクリーンどちらかを、ご覧いただければと思います。

現在、お示していますマークについて、黄色の四角の中に青の三角マークですが、これは国民保護のための措置を行う人や車両などを識別するための国際的な特殊標章となっており、腕章タイプ、マグネットタイプあるいは旗などがございます。措置を行う際はこれらを

付けて行います。それでは説明に入らせていただきます。

国民保護とは、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命や財産を守るためのしくみのことを指します。もし、これらが発生した場合は、国・都道府県・市町村・関係機関等が協力して、避難や救援、被害の最小限化などの措置を行います。

これらの措置を行う根拠となるものが、平成 16 年に制定された国民保護法、正式には、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律です。

次にお示ししておりますのは、内閣官房国民保護ポータルサイト HP に掲載されております、弾道ミサイル落下時の行動についてでございます。今一度ご確認をいただきまして、周知をお願いしたいと思います。

続きまして、国民保護法では、武力攻撃等が起こった場合、国民の生命・財産を守るために、大きく 3 つの柱で措置を行うものとしています。まず避難として、事態の情報提供と警報を発令するとともに、速やかな避難誘導を行います。次に救援として、避難後の避難生活にかかる物資の提供等を行います。最後に武力攻撃に伴う被害の最小化として、攻撃対象となりうる施設等の警備や、放射性物質や化学物質による汚染拡大の防止、消火や救助活動を行います。

武力攻撃等が起こった場合、国・都道府県・市町村にはそれぞれ対策本部が設置され、連携して国民の保護のための措置を行います。また、交通機関やライフライン企業などの関係機関とも相互連携を図るものとしています。

国民保護法に示された 3 つの取組は、いずれも原則として国→都道府県→市町村の順に指示又は通知がなされて実施されます。市では、これらのしくみを的確かつ迅速に実施するため、国民保護法第 35 条第 1 項の規定に基づいて松阪市国民保護計画を策定しています。国民保護法及び国民保護計画では、大きく 2 つの事態を想定しています。

ひとつ目は武力攻撃事態で、次の 4 類型を対象としています。

一つ目、着上陸侵攻、海から上陸又は空から着陸させて侵攻する場合を指します。海からの場合は沿岸地域、空からの場合は空港などが最初の標的となり得ます。

二つ目、ゲリラ・特殊部隊による攻撃。ゲリラや特殊部隊による不正規型の攻撃を指します。突発的に発生する場合があります。被害は狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、原発など攻撃対象によっては広い範囲に影響が出る可能性もあります。NBC 兵器、核・生物・化学やダーティボム、爆薬と放射性物質を使った爆弾が使用されることも想定されます。

三つ目、弾道ミサイル攻撃です。弾道ミサイルによる長距離からの攻撃を指します。発射から短時間で着弾が予想されるため、攻撃目標の特定は極めて困難です。大量破壊兵器を搭載することが可能で、その場合は被害が広範囲におよびます。

四つ目、航空攻撃。航空機に搭載したミサイル等による急襲的な攻撃を指します。攻撃の兆候を察知することは容易ですが、あらかじめ攻撃目標の特定は困難です。都市部の主要な施設やインフラ施設などが目標となることも予想されます。

もうひとつが緊急処理事案で、攻撃対象施設と攻撃手段により分類されます。

一つ目、攻撃対象施設による分類。石油コンビナートやダムなど危険性を内在する物質を有する施設を対象とした攻撃と、レジャー施設や主要駅など多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等を対象とした攻撃を指します。

二つ目、攻撃手段による分類。NBC兵器、核・生物・化学を使用した多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃と、航空機による自爆テロや弾道ミサイルなど破壊の手段として交通機関を用いた攻撃を指します。

市では、国民保護法第35条第1項の規定に基づき松阪市国民保護計画を策定しています。本協議会は、本市で実施される国民保護措置に関する重要事項をご審査いただくとともに、国民保護計画の諮問機関として位置づけられています。

国民保護計画は次の内容で構成されています。第1編が総論、第2編 平素からの備えや予防、第3編 武力攻撃事態等への対処、第4編 復旧等、第5編 緊急対処事態への対処。以上5編から松阪市国民保護計画は成っております。

もし武力攻撃事態等が発生した場合の対処についてご説明いたします。このような場合には、先ほどご紹介した国民保護法の3つの柱である避難、救援、武力攻撃に伴う被害の最小化について、国・都道府県・市区町村が連携して対処にあたります。

まず避難ですが、事態の発生情報を入手した場合、国は警報を発令し、都道府県はその旨を市町村に通知し、市町村は住民に対して防災行政無線等により警報発令の情報を知らせます。また同時に国は避難の指示を行い、都道府県はその旨を市町村に通知し、市町村は関係機関と連携して住民の避難誘導を行います。

なお、警報の情報発信は市町村による発信のほか、Jアラート（全国瞬時警報システム）により、テレビ・ラジオや緊急速報メール（エリアメール）でも一斉送信されます。

次に救援ですが、武力攻撃等により被害が生じた場合、国は都道府県に、都道府県は市町村に対して救援の指示を行います。都道府県及び市町村は、関係機関と連携し、住民に対して食料・飲料水などの生活必需品の支援や、医療の提供、被災者の捜索・救出に取り組みます。

次に被害の最小化として、都道府県及び市町村は、警察・消防など関係機関とともに、被害を生じさせない、あるいは被害を最小限に留めるために、危険箇所の警戒や災害の拡大防止、救急・救助活動などを行うものとしています。

最後に、国民保護法では行政機関が実施すべき措置のほか、国民に対しても協力の義務がある旨を定めています。国民は要請があった場合、必要な協力をするよう努力するものとしていますが、これは自発的な行動に委ねるものであって、強制であってはならないと規定されています。

具体的には、「避難や救援への援助」、「消火や救助活動への援助」、「保健衛生確保への援助」、「避難訓練への参加」の大きく4つとなっています。

以上、簡単ではございますが、国民保護についてのご説明とさせていただきます。なお、国民保護制度や具体的な対処方法等につきましては、国・県・市のホームページにも詳しく掲載しておりますので一度、ご覧いただければ幸いです。

続きまして、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等が発生した場合の避難施設の追加について、ご説明いたします。

(事務局)

松阪市国民保護計画避難施設につきまして説明させていただきます。

松阪市国民保護計画につきましては、国による法改正や制度の見直し等に伴って、国から都道府県及び市町村に対して、必要に応じて国民保護計画を修正するよう指示がございます。しかし今年度につきましては法改正等が無いことから、修正指示はございません。

しかし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に規定する避難施設の指定について、現在地下施設としては7施設が指定されていますが、新たに松阪駅横断通路、伊勢中川駅東西連絡地下道、大平尾町の国道23号地下道、郷津町の国道23号地下道の4施設を選定し、県に指定していただくように依頼しているところでございます。今後、県での指定手続きが完了次第、松阪市国民保護計画の変更手続きを進めていく予定でございます。

武力攻撃事態等が発生した場合の避難施設につきましては、国民保護法第148条の規定により、都道府県知事が、国民保護法施行令第35条で定める基準に基づいて指定いたします。市では、法の指定基準に沿う施設を避難施設として選定し、これを県が避難施設として指定するという流れとなっております。

以上で、簡単ではございますが、「国民保護とは」および「松阪市国民保護計画一部追加(案)について」の説明を終わらせていただきます。

(会長)

説明が終わりました。このことに関してご質問等ある方は挙手をお願いします。よろしゅうございますか。ご意見がないようでございますので、ここで質疑を終わらせていただきます。以上で、松阪市国民保護協議会に関する事項は終了しました。

続きまして、松阪市防災会議に移りますが、会場準備がございますので、5分間の休憩をとりたいと思います。それでは、休憩させていただきます。

(会長)

お待たせしました。では、改めまして、ただいまから松阪市防災会議を開催いたします。事項書1「地区防災計画の計画提案」について、事務局より説明をお願いします

(事務局)

松阪市防災会議におきましても、今年度、委員の交代がございました。初めてご出席される方もみえますので、まずは地区防災計画について簡単にご説明申し上げます。

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村の地区内の居住者による主体的な活

動に関する計画が「地区防災計画」として位置づけられました。本制度では、地区居住者等が市町村防災会議に対し、地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組み（計画提案）が設けられております。

計画提案する意義は、地区のルールを自ら決め、形にして共有することで自助・共助の意識高揚、地域コミュニティの良好な関係づくりなどが期待されるほか、自助、共助と公助の役割分担が明確になることから、効果的に地域全体の防災力向上を目指すものであります。

本市の地区防災計画策定状況といたしまして、平成30年度には、大河内地区、西黒部地区、鵜地区の3地区。令和元年度は港地区、大石地区の2地区。令和2年度は茅広江地区、宮前地区の2地区。計7地区において策定いただいております。

今回、ご提案いただく宮前地区は、令和2年度に土砂災害編を策定され、今年度は洪水編の地区防災計画を策定いただきました。本日は提案発表者といたしまして、宮前まちづくり協議会様より2名お越しいただいております。

ただいまから、宮前地区防災計画書の提案説明をいただきたいと思っております。提案につきましては、地区の特徴、地区防災計画の策定に至った経緯、計画の内容、地区の課題や今後取り組みをしていきたいことについて報告をいただきます。報告が終わりましたら、防災会議会長である市長に対し、提案書のご提出をいただきます。それでは、提案説明に移らせていただきます。よろしく願いいたします。

1. 地区防災計画の計画提案〔宮前地区・風水害編〕

（提案説明者）

はい。皆様、こんにちは。説明をさせていただきます。

宮前地区はご覧のように、中山間地域でございます。櫛田川に沿って、166号線は走っております。組織図です。住民自治協議会43のうちの一つです。人口が1400人あまり、高齢化率が47%です。組織的には一番下にありますように、班長、自治会長、それから各地区の防災副部長、女性防災委員、防災ボランティア団体から構成されております。

災害履歴でございますが、伊勢湾台風、宮前地区は、犠牲者は出ておりませんが、全壊4戸、流出7戸、半壊4戸、床上浸水35戸の被災が報告されております。宮前まちづくり協議会、これは前回、土砂災害の時に作りました基本方針ですが、自然災害から命を守る、声かけ避難で土砂災害洪水からの逃げ遅れゼロ、飯高中学校及び宮前小学校の防災教育、防災人材の育成、そしてスローガンとして、「みんなで やろう まえむきに えがおで 声かけ避難」と掲げております。

今回の策定ですが、左側の方が土砂災害、右側の方が今回の洪水編になります。基本方針は変わっておりません。真ん中あたりの変わっているのが、個別避難計画を策定いたします。そしてマップの方ですが、今回は洪水マップを作成いたします。なぜ洪水を取り上げるに至ったかと申しますと、令和3年3月31日に蓮ダムさんが浸水想定図というのをネット上で発表されました。中身はこれです。

このあたりが宮前になりますが、このあたりも浸水で色がついております。これをネット上で拡大しますとこういうことになりまして、飯高振興局のあたりも1mから3mぐらい浸水するということがわかります。これに気が付いたのは6月ぐらいの取水期になって気が付いて、詳しい話を知りたいということで、ダムさんにお伺いしてお話を伺いました。

どういふ雨の条件かとしますと、発生確率は極めて低いですが、現状起こり得る最大の大雨、推定最大12時間で569ミリ、ちなみに伊勢湾台風が400mmですのでその4割増し、1.4倍ですね、40%アップの数字を設定されておられました。最大流れますと緊急放流という、今まで経験したことがないような浸水が始まるということもお聞きしました。

お手元の資料にもありますように、実は西日本の時に愛媛県の肱川水系でダムからの緊急放流が住民に伝わってなくて、8名の犠牲者を出しているということもお聞きしました。

こちらの方が、宮前まちづくり協議会が毎年やっている訓練ですが、平成28年にHUGをやりまして、そのあと避難所の運営に取りかかりまして、HUTと造語で言うておりますけれども、避難所運営体験ですね。このあたり、受け付け、それから備蓄資材の取り扱い訓練、それから避難所の衛生面簡易トイレの作成訓練、令和2年からコロナが始まりましたので、住民同意の訓練はできなくて、班長以上の役員対象で、これはですね、収容人員ですね、コロナを加味すると、宮前小学校ですが、400人のところを3分の1から4分の1ぐらいになるということがわかりました。この後ですね先生の方で地区防災計画についての説明を伺っております。これは、令和3年、令和4年ですが、後で説明いたします緊急放流がありますので、これを啓発する必要があるだろうと。防災部会で話すよりも、やっぱりプロのダム所長さんに話してもらった方が、住民は聞いてもらえるのではかということで、2年続けて啓発しております。これは松阪市の災害に備えるなんですけど、まず知るといふことで、自分の住んでいる家がどのような被害を受けるかを知るといふことですね。備えるといふのは、避難ですね、支援員3名を選出してあります。行動つていふのは、災害時ですね。訓練をして、実際起これば、その通り行動することが必要と考えてあります。これは土砂災害ハザードマップですね、三重県の土砂災害情報提供システムで作ったものです。

赤いところが、特別警戒区域ですね、黄色いところは警戒区域となっております。で、この黒くあるのはですね個人の家ですね。そうしますと、家がですね、自分の家がどのようなリスクにあるかということが理解できます。我が事として考えてもらえるということが読み取れます。これはですね、宮前まちづくり協議会が、平成25年に防災カードというのを作りました。3年後に改定をいたしまして、体調の様子ですね、健康、寝たきり、歩行困難、車椅子等の項目を書いてもらいました。これは手上げ方式でほぼ100%になってあります。これをまとめましてですね、事務局の方で一覧表を班ごとに作っております。令和元年にしましてはこれに対してですね、避難行動要支援者のリストがありますので、それに対して支援員3名を選出してあります。声かけ避難の仕組みを作るということですけども、避難情報あるが、避難をしない人もいます。問題なのはできない人ですね、この方がいらっしゃると。声かけ避難で助かった事例がありますよと。声かけ避難の仕組みを作り訓練をしましよ

うという啓発をしております。で、いきなり 30%に展開するのは難しいので、神殿班というところですね、モデル地区として、この啓発活動を行っております。その時問題になったのがですね。支援員になってもいいけども、助けられなかった時どうなのかっていうのが問題になりましてですね、これは松阪市の資料なんですけども、助けられなくてもですね、法的責任はありませんよと。それからあくまでもこの制度はですね、地域の助け合いの共助ですよと。また、申請した人もですね、必ず支援を受けられるとは限りません。受ける人もですね、常日頃から住民とのコミュニケーションをとってくださいと、松阪市の資料に書いてあります。このあたりを説明してですね、宮前が決して勝手にやったわけではないということの説明をしております。

これが進捗状況の管理体制ですね、班長説明会、住民説明会から始まってこういうことでやっております。土砂災害については令和 4 年 3 月にほぼ提出されました。これは電話連絡をですね、情報が出た場合ですね、防災部長から各自、末端の班長まで N S T に繋がるような構造になっております。こちらに関しましてはもう 2 年前はできたばかりだったんですが、そのあと 2 年が経ちまして、警戒レベルのことは大分理解が進んでいると思います。そして宮前の防災、人材育成ということで、三重のさきもり、みえ防災コーディネーター、防災士、松阪社協のですね、災害ボラセンサポーター養成講座を育成しております。受講するように進めております。

小学校中学校、中学校 8 年間防災教育やっております。3 年間の間に生徒たちはタウンウォッチング、HUG、それから座学として昨年度は蓮ダムさんをお願いしまして、タイムラインの防災教育をやっていただきました。小学校は 5 年間、継続しております。

これは小学校のホームページですね。去年行った記録が学校のホームページに上がっております。こちらの方は蓮ダムさんのホームページに載っているものなんですけども、二コマのタイムラインというのをダムさん主体でやっていただきました。こちらの方はですね、先ほど司会者の方から説明がありましたように、地区防災計画にはですね、計画提案という制度がございまして、2 年前にですね、松阪市に対してですね、小学校中学校に上がる道がですね、このように赤くなっています、土砂災害特別警戒区域です。これじゃ安全なる避難通路ができないということを提案して、検討をお願いしましてですね。

これに関しましては、松阪市がですね、国土交通省の承認を得てですね、事業化していただきました。どうもありがとうございました。

これは洪水のハザードマップです。範囲は土砂災害と同じですが、青い線がですね、櫛田川を表しております。一つの例ですけども、振興局のあたり、この辺りは振興局になります。これが色を見ますとですね、1 メーターから 3 メーターぐらいの浸水が、想定最大規模で予想されております。で、家がわかります。これ後ろの方に置いておきますので、実物を持ってきていますので、時間があればご覧ください。これ条件としてですね初めに申しましたように、想定最大降雨ですね、12 時間で 569 ミリの場合、推定される。浸水面積ということていろいろ誤差もあるということが書いてありますけども、このベースのものはですね、蓮

ダムさんからいただいたものに対して、土地の名前とか何とかというのは、手づくりの洪水マップということで、まちづくり協議会で作りました。ちなみにこれはですね、予算の関係上ですね、松阪市に工場があります住友理工さんのですね、そういう社会貢献のものに応募しまして採択されて作っております。

これは蓮ダムさんからいただいた資料ですが、道の駅、ご存知で行かれた方もあると思うんですが平時はこんな感じ、真ん中の方ですね、今言った想定最大の浸水があると道の駅は1.3メートル浸かりますという話ですね。めったにないのですけども、めったにないから、無視というわけにはいかないと思います。

これに関しましては、蓮ダムさんの資料ですけども、事前放流というのをやりましてですね15%ぐらいなんですけども、事前に放流いたしますということです。これが問題になっている緊急放流なんですけども、ちょっとこれ、理解、しにくいかと思うんですけども、平時はですね洪水調整、入った量よりも少なく流していると。ただ雨がどんどんどんどん強くなるとですね、ダムはいっぱいなるわけですね、そうするとすべて流さざるを得ない。つまり入った分が全部流れちゃうよってということなんです。これが緊急放流になります。下の方がペケになってるのはですね、よく誤解しているのがですね、入った量よりたくさん流せるじゃないかという話があるらしいんですけども、それはないよということで、国土交通省の資料に入っております。

もう一つ、今回したのはですね、緊急放流の警戒水位の判断っていうのが見られるようになっております。滅多にないことなんで、これはありえないと思うんですけども、住民としてはですね、ネット情報で見ることができます。こちらの方は蓮ダムさんの情報ですね、インターネット、特に有効なのは3番目のですね、国土交通省 川の防災情報になっております。

次がですね、個別避難計画です。これ飯高振興局で10月に行いまして、出席は、行政のトップであります出先の飯高振興局長、松阪社協の担当の方、この方は、民生委員の担当の方でしたね。それから、宮前まちづくり協議会の会長、防災部員がやりまして、内容は後で説明しますが、いきなりは難しいので、神殿をモデル地区としてやろうということになりました。これは右側の方はですね、松阪市の個別避難計画の書式です。見てわかるようにですね、左の方に75歳以上ひとり暮らしなどによる条件があるんですけども、要介護度とか何とか手帳ってあります。それから下の方にはですね視聴覚障がいとか細かい情報まであると、これをもろろん1人では書けないし、班長とか自治会長がここまで手助けしないと無理だと思いますので、民生委員さんとかですね、そういう方の連携が必要と考えております。これはモデルとしてですね、神殿地区でやりました事例です。ご本人に動ける方がいらっしゃったので来ていただいて、システムを説明して、民生委員の方も手伝ってもらって、それから社協の担当の方も来てもらって、我々防災部員、それから地区の責任者の方も来ていただいてやりました。右の方がですね、これどうしても必要だということで同意書ですね、そのあたりをとっております。今後取り組みたいことなんですけども、実働の防災訓練、これ

がコロナでできておりません。先ほどありましたように、3年以上は続けていたんですけども、これをやりたいと。それから、三本柱、声かけ避難、学校防災、防災人材育成は継続いたします。

これが最後に説明しました個別避難計画ですね。松阪市社会福祉協議会、ケアマネージャー、民生委員さんとの連携が必要と考えております。

もう一つ、最後になりますが、避難所運営マニュアルがまだできていません。これは松阪市のものがありますのでですね、それで使っておりますけども、計画提案の道路なんかもできますのでですね、それは次のステップとして制度に、取り組みたいと考えております。

終わる前にですね、今回作りましたときに蓮ダムさんが多大のご援助とですね、ご支援、それからアドバイスをいただきまして、大変ありがとうございました。

以上で発表を終わります。ご清聴ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。提案説明が終了しましたので、ただいまから市長に対し、提案書の提出をいただきます。ご登壇のほどよろしく願いいたします。

<提案書の提出～写真撮影>

(事務局)

ありがとうございました。宮前地区の計画提案につきまして、ここで、本市の防災アドバイザーの先生にご意見を頂戴したいと思います。先生、よろしく願いいたします。

(アドバイザー)

はい。皆さん、どうもこんにちは。

地区防災計画というのは、東日本大震災を受けてですね、新たに災害対策基本法に組み込まれた仕組みです。実は、これ、見ていただきますと自助、共助の取り組みを明文化するということに意図があったわけですけども、自助共助っていうのはご承知の通り、平成7年の阪神淡路大震災の翌年の災対法改正で、初めて災対法に入った言葉なんですよ。

だけど、そこでやったことっていうのは自主防災組織を各行政体が作りに行くということに終始しまして、それで行政目標を立ててそれをクリアしなきゃいけないので、自主防災組織が何個できたかみたいなことで、評価をしていたわけです。東日本大震災を受けてですね、これだけ一生懸命やってきた自主防災組織が、本当に機能したのかっていうところを見ますと、実は、作成達成率っていうか自主防災組織カバー率っていう当時東日本大震災の時点で全国平均でも8割を超えていたんですよ。

だけれども、それで上手く機能しなかった。ここの反省に立って、東日本大震災の後の災対法改正でこの仕組みを入れた。ポイントは三つありまして、要は、ペーパー自主防災組織やめましょうということで三つのポイントって、一つはボトムアップであると。つまり役所

がこれをやってくださいという雛形をなぞるだけで、名前だけ入れて防災倉庫を建てたよってというような自主防災組織をやめませんかというのが1点目。

2点目が、地区特性に合っていると。つまり、今回宮前もそうですけども、それぞれの場所によって災害のリスクも違うし住んでいる人の住まい方も違うし、できることも違うでしょ、だからその地区特性にちゃんと合っているということ。

3点目がサステナブルで、つまり持続可能な計画になっていると。つまり、作って20年ほったらかすようなものではなくて、常に進歩しながら続いていくもの、この3点の要件を満足したものを地区防災計画として市に提案できると、こういう仕組みを我々、地区防災計画学会の方から内閣府さんにアプローチをして、災対法に入れていただいたということです。今回はその法的なプロセスの一つで、宮前地区が、新たに作成されました地区防災計画を松阪市防災会議にご提案されて、今後、これが承認されて松阪市の防災計画の一部になるということになります。

先ほど申し上げました3点の要件はもちろん十分満足しておりますし、それから宮前はもう従前から土砂災害の防災計画を作られています。その上で新たなリスクを自分たちで、蓮ダムさんと協力しながら見て、自分たちが何をやらなきゃいけないかということをしっかり書いていますし、それから後程、少し松阪市の防災計画を見ていただきますけれども、個別避難計画、個別支援計画、これも、近年の災害対策基本法で、新たに風水害対策の一つとして策定をされましたもので、今までは要配慮者名簿の策定までが行政の義務だったわけですけども、個別避難計画をちゃんと作りなさいという努力義務にかわりまして、そこにも対応しているってことで、非常に現代的で頑張られた計画だというふうに思っ高く評価できるところであります。この計画は今後、松阪市の他地区においても、模範となるべき計画だというふうにとおられますので、ぜひ皆さん方も、この計画をお目通しいただきまして、各地区に広めていただければなっていうふうに思います。以上です。

(事務局)

ありがとうございました。提案は以上となります。

(会長)

続きましてですね、事項書2「松阪市地域防災計画の修正について」事務局より説明お願いします。

2. 松阪市地域防災計画の修正について

(事務局)

松阪市地域防災計画の修正について、お手元の資料3から5に沿ってご説明をさせていただきます。まずは、資料の説明をさせていただきます。資料3は、地域防災計画の修正内容とさせていただきます。資料4は、事前に防災会議委員の皆様や、庁内委員より提

出がありました修正箇所を新旧対照という形で上げております。資料5は、委員の皆様からの事前意見などに対し、市の考え方、方針等を示したものでございます。委員の皆様には、会議時間短縮のため、事前に資料3、資料4、資料6、資料7を配付させていただいております。資料の6と7につきましては、この後の事項書3「松阪市水防計画の修正について」で、説明をさせていただきます。

それでは、地域防災計画の修正内容に沿って、主なところのみ説明をさせていただきます。資料の3をご覧ください。1ページをお願いいたします。

ビジョン編第1章、松阪市の現況では、市民の防災への意識の部分を修正しております。令和4年度の市民意識調査結果から、「災害への日頃の備えをしているか」の質問に対して、令和4年度では、している、どちらかというとしているとの回答が39.6%。令和3年度の40.6%から比べると1ポイント減少しています。

要因として考えられるのは、東日本大震災等の発生から時間が経過し、災害の記憶が風化しつつあることと、感染症により、地域での防災活動が中止されるなどし、参加する市民の割合が減ったことにより、関心が低くなっているものと思われる。

2ページをお願いいたします。第2章テーマ1発災前にすべきこと(1)福祉避難所の指定運営体制の整備について、令和4年度に福祉避難所として協力いただく事業所と、協定を締結し、42法人、81事業所といたしました。福祉避難所の確保に向けては、毎年、委員から数が足りていないとお言葉をいただいております。昨年度に引き続き、福祉部局と障がい者支援施設を訪問し、福祉避難所の説明を行い、事業所の状況を聞かせていただくなど、少しずつではありますが、協定締結に向けての取り組みを進めております。

続きまして、(2)「調達供給体制の準備」ですが、災害時の物資調達について、如何に被災者のもとへ円滑に物資を届けられるかが課題となっており、過去の事例でも、全国から大量の物資が届けられたものの、県や市町の物資拠点がうまく機能せず、拠点となる集積所から避難所等への配送が滞り、物があるのに届いていない状況となりました。

本市でも、各避難所への配送が懸案事項であり、荷さばきや配送に関するノウハウを持った物流事業者との災害協定は非常に有効であると考えていたところ、令和4年9月に佐川急便株式会社様のご協力のもと、災害時における支援物資の受け入れ及び輸送等に関する協定を締結いたしました。協定締結を追加し、今度は協定先と連携し、円滑な配送体制の確立を図ります。

続きまして、(3)「総合的な水害対策の推進」につきまして、近年、全国各地で気候変動に伴い、頻発、激甚化する水害や土砂災害等に対しては、河川整備や、下水道整備などのハード対策だけでは限界があるため、あらゆる関係者が共同して、流域全体で行う流域治水への転換を推進し、防災、減災が主流となる社会を目指しています。流域治水とは、水害のリスクを踏まえたまちづくり住まいづくり、流域における貯留浸透機能の向上を図るもので、河川工事や危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置により、リアルタイムな防災情報の提供が進められています。

続きまして、(4)「配備体制の基準」でございます。令和5年2月1日から、緊急地震速報の発表基準が変更されました。変更内容は、緊急地震速報は、これまで気象庁が震度5弱以上を予想した場合、認知震度4以上を予想した地域に発表していましたが、長周期地震動階級3以上を予想した場合でも、緊急地震速報が発表されることから、長周期地震動について追加をしております。長周期地震動は、大きな地震で生じる周期、揺れが1往復するのにかかる時間が長い、大きな揺れのことを、長周期地震動といいます。長周期地震動により、高層ビルは大きく、長時間揺れ続けることがあります。

また、長周期地震動は遠くまで伝わりやすい性質があり、地震が発生した場所から数百キロメートル離れたところでも大きく揺れることがあります。本市では受信時の配備体制の招集基準に地震動を追加し、地震動階級3が発表された場合は、警戒準備体制、階級4では第一次配備体制をとります。

続きまして、第3章業務継続計画(4)職員参集シミュレーションと、必要人数の確保についてでございます。平成29年度作成しました災害時職員行動マニュアルを、今年度各課の担当者や管理職を対象に研修会、ワークショップなどを開催し、見直しいたしました。マニュアルの主な修正内容は、事項書4「資料8 松阪市災害時職員行動マニュアル修正概要」で説明させていただきます。地域防災計画の修正でございますが、災害時職員行動マニュアルを見直すに当たり、職員参集シミュレーションについて、業務中、平日早朝休日夜間の3パターンで、南海トラフ地震が発生したと想定し、各課でワークショップを行い、参集人員の把握を行いました。

平成29年度では、発災後72時間までを算出しておりますが、今回の想定では、住宅の耐震状況や家庭状況等で、対象職員は24時間参集できないものと想定をしております。市としては、発災後に住宅の耐震や家庭状況等に影響の少ない職員がどれだけ参集できるかの把握を行いたく、対象時間を、発災後24時間以内といたしました。

職員シミュレーションの結果ですが、前回との算出方法が異なるため、比較は難しいのですが、今回の調査では、発災後3時間以内の参集人数が、56%、24時間以内が87%となっております。

必要人員の分析については、今年度の見直しで、非常時優先業務を検討し、今後も見直しを行っていくため、地域防災計画の項目から削除いたしました。災害発生時に限られた職員だけでは、業務遂行は困難なため、外部への応援要請は必須となります。

事前に、災害の局面ごとの不足する職種、人員を整理し、改善策を検討いたします。また、今回の災害時職員行動マニュアルの見直しで、全庁的に人員不足が課題となり、問題解決に向けて、まずは庁内での調整などに取り組んでいきます。時間経過別参集人員は、ほとんどの課で、3時間以内に56%参集の見込みとなっております。

3ページをご覧ください。「第4章防災関係機関の災害対策(5)松阪地区広域消防組合の配備体制について」です。こちらは、広域消防組合の配備体制の変更にに基づき、修正を行っております。以上で資料3の地域防災計画の修正概要の説明を終わります。

続きまして、資料5をお願いいたします。こちらは、委員の皆様から事前にちょうだいしたご意見で、全部で5点ございます。1ページをご覧ください。

1点目は、第1章「自助・共助の避難行動要支援者」の支援対策についてのご意見です。避難行動要支援者名簿は、委員ご意見の通り、年1回更新を行っております。市では、毎年1月1日時点で更新を行い、2月に新たに対象となられた方、昨年返送がなかった方を対象に、名簿掲載通知書及び同意確認文書を発送し、同意する、しないの意向確認を行っております。同意確認文書の発送は広報2月号でお知らせをしています。作成した名簿は、亡くなられた方や、転出された方は除外し、古い名簿と引き換えに、地域へ提供しています。なお、地域へ名簿を提供するときには、名簿活用の参考としていただくため、避難行動要支援者名簿活用の手引きを添付しており、手引きには、名簿の更新も記載しております。

続きまして、2点目は、災害時要配慮者への支援についてのご意見です。先ほど委員からもご意見いただきましたサポートブックについてでございます。

市では、福祉避難所における要配慮者等への支援として、サポートブックを活用し、支援を行うこととしています。資料に記載しておりますが、サポートブックは、障がい者、障がい児の特徴や特性、コミュニケーションのとり方や癖、さらに、様々な場面での反応の仕方などを、具体的に見やすくまとめたもので、障がい者が支援を受ける際に、支援者に読んで利用してもらう携帯型のツールです。サポートブックは市のホームページに掲載し、また作成しやすいように、見本を添付しています。緊急時の連絡先は、災害時に限らず、平常時でも必要ですので、見本には、「いざという時、頼りになるのは、ここに連絡したらOK!という情報。連絡の優先順位に書いて、電話番号の更新も忘れずに」と、保護者の方に記入していただくように記載しています。

2ページ目をご覧ください。3点目でございますが、指定福祉避難所一覧表についてのご意見です。一覧表には、委員ご指摘の通り、高齢者施設、障がい者施設、児童福祉施設の種類の記載がございませんので、いただいたご意見を反映し種別を追加いたします。

4点目は、避難所別備蓄一覧表についてでございます。市の地域防災計画の避難所備蓄一覧表には、各住民自治協議会様で準備された備蓄品の方は含まれてはおりません。市で配備した備蓄品の一覧となっております。5点目も避難所別備蓄一覧表についてでございます。一覧表では、各避難所の違いはわかりにくいのご意見です。各避難所の品目の記載順序にばらつきがございますので、統一することで、見やすく、把握しやすくいたします。また、備品の管理でございますが、備蓄品の一覧表への記載はございませんが、品目番号を設けて、体調管理を行っております。

以上簡単な説明ではございますが、事項書2「松阪市地域防災計画等の修正」についての説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

(会長)

それではですね、先生の方から、今の説明に対して何かコメントや補足ご意見等ありまし

たらお願いします。

(アドバイザー)

はい。僭越ですけども、少しコメントしますと、先ほど改定のポイントで、特に第2章で、最初に福祉避難所の話があって、これはね、もうどこでも、足りないんですよ。だから、できるだけ協力いただける事業所を増やしておくことは、現代的であると。ただ、実務で言いますと、福祉避難所の確保が仮にできたとしても、そこに支援する福祉に従事する人材を確保できないと、箱だけあってもオペレーションできないんですね。このことについては、今厚労省等でもですね、よくあるDMAT、DPATっていうのは皆さんよくご存知の医療支援ですよ。これに加えまして、DWA Tっていう、福祉支援をするための派遣仕組みを作っております、これは主に県と、県社協が今三重県が作って、私もそのメンバーの1人なんですけども、ですから今後は、福祉避難所の箱だけではなくて、受援計画の中にそのDWA Tと等の連携等をちゃんとやって、実効性の上がる方向に、検討するといいなっていうことを感じています。

2点目の佐川急便さんの協定は非常にいいことで、結局こういうのって、ラストマイルが一番大切で、ラストワンマイルの確保のために、協定事業者さんを増やしておくってとても大切で、これもですね実は協定事業者さんと市長さんが協定交わして写真撮るだけでは駄目。是非とも、今後はこの協定をもとにやられると思いますけれどもラストワンマイルの訓練に移して事業者の協定事業者さんも参加していただいて、意識を高めておくと、実効性上がるかなあというふうに思っています。

それから流域治水は、もう法律にしっかり対応して、流域治水という考え方を今後ちゃんと導入していくということですので、やっていただく。

それから、先ほどご説明ありましたが長周期地震動はですね、要は、中高層建物が危ないんですよ。で、そんなにたくさんはないんですけども、こういうことをしっかり計画に書き込んでちゃんと対応するっていうのは現代的だなというふうに思っております。

で、もうちょっと改定に加えて言いますと、地域防災計画ってのは憲法なんですよ、法定計画ですから絶対つくらなきゃいけないで、どの部署が何をやるかこういうことを書けっただけではほとんど決まっております、これを実効性を上げるためには、いわゆるBCPが必要だったり、マニュアルが必要。後で説明があるんだと思うんです。BCPも、松阪市はそれなりにね、もう一つ必要なのは、アクションプランなんですよ。つまり、完璧なものにはなっていないから今後こういう事業をやってこういうことをやって、ここを達成しますってアクションプランその3点セットで、防災計画をスパイラルアップしていくので、ぜひとも、BCPに続きまして今後の事業計画っていいですかBCP絡めて、我々ももうちょっとよりよい社会として次はこういうことに手をつけますっていうようなアクションプランをやると、完璧かなというふうに聞いていて思いました。以上です。

(会長)

ありがとうございました。それではですね、ただいまの事務局の説明や、先生の説明を踏まえて、ご審議いただきたいと思います。皆様方からこの松阪市地域防災計画の修正についてご質問ご意見あります方は挙手を願います。よろしいでしょうか。はい。どうぞ。

(委員)

先ほどですね、委員の方からですね、質問があったかと思うんですけど、やっぱりこの地域防災計画の策定においてですね、今日発表いただいた宮前地区なんか非常にですね、先進的にこう取り組んで見えるんですけど、やはりですねその温度差っていうのが、かなり松阪市内でですね、出てきているのではないかと、ちょっと格差という言い過ぎになるかと思うんですけどね。そこら辺をですねうまく調整して、組み合わせしていくのはこの行政側の仕事ではないかなというふうに思うんですけど。そこら辺をどうこれからですね、取り組んでいられるか。話を伺いたい。

それからもう 1 点はそのサポートブックの件も出ていたんですけど、このサポートブックっていうのはですね、実際その障がいのある方、ご家族自身もですね、どういうものがお知りにならないということが結構多いかなと。これはやっぱり、これから、どういうふうに周知していくかが大事になってくると思うんです。ちょっとそこら辺これからどう取り組んでいられるかを教えていただけたらと思います。以上です。

(会長)

事務局にもご質問いただきました。どうぞ。はい。

(事務局)

先ほどですね、委員様から二つご質問をちょうだいしました。まず地区防災計画の温度差の部分ですけども、これにつきましては我々も当然そういった温度差があるなというふう感じております。

当然その地域によっては、災害リスクっていうのが様々ですので、そういった災害が少ないところであるとか、はたまたリスクが高いところ、そういったところがあって当然そういった、温度差というのは、出てくるのかなというふうに感じています。それに対して我々は、地区防災計画の策定を支援していこうとですね、今のところ毎年、セミナーを開催をさせていただいておまして、何とか地区防災計画の策定支援が進むようにですね、対応をさせていただいておるところです。今日お越しいただいています先生にもですね、そういったセミナーにご参加をいただきまして、地域の方が少しでもそういった防災意識が高まって、避難計画ができるように、取り組みをさせていただいておるところでございます。

それと、サポートブックの啓発の部分ですけども、当然個別避難計画っていうのをこれから進めていく必要があるんですけども、令和 2 年度から避難行動要支援者同意者名簿って

いうのを、地域の方へ、お渡しをさせていただいております。そういった避難行動要支援者の名簿をもとに、地域で声かけ運動であるとか、防災訓練です、活用いただくんですけども、そういったものと合わせて、サポートブック個別避難計画に合わせて福祉部門と、特にサポートブックは福祉部門が中心で対応しておりますので、福祉部門と連携をとりながら、進めて参りたいと考えております。以上でございます。

(会長)

はい。よろしゅうございますか。そういうことでよろしく願いいたします。その他いかがでしょうか。はいどうぞ。

(委員)

地域防災計画ということで、マニュアルに対してのこの計画案を、素晴らしいと、非のうちどころがないように思うわけでございますが、自然の災害というのは、決してマニュアル通りには、発生しないということでございます。委員の方にちょっとお聞きしたいんですが、実際のところですね、広域な松阪市におきましては、上流のところからの河川が徐々に流れて来ることによってですね、中山間から、市街地を通過して臨海地域へ、河口へということであつたりとか、道路も同じことがいえると思います。そういう中での、やはり弱いところが、いろんな災害で、打撃を受ける、強いては住民のそういった人命にも及ぶこともあり得るというようなことの中でですね、国また県としてですね、やはりこの市町といかにこの連携をして、日頃からですね、啓発、そしていざというときに、どのように体制がとれるかっていうことで、三重県は広うございます。松阪市のことだけになかなか、支援を待ってもなかなか届かないと思いますので、そういうことを含めて、日頃からどのように見な目線でということ、一言ずついただければありがたいと思います。

(委員)

発災時の国県市との連携ということで、南トラもそうですし、大きな洪水ということもありますし、いろんな災害が起こるわけなんですけれどもそういった時にはですね、我々としても、いろんなところ見ていかなきゃいけないんですけど一つはテックフォースと申してですね、東日本大震災の時もそうなんですけれども、一つの場所です、東北のときでも、災害が起きたら、全日本各地区の国交省の職員がそこに集まって、その災害に対応すると、というようなことをやっております。なので、もしこう南トラとかが起きればですね、南トラは非常に範囲が広いので、なかなかすぐにうまくいくとは限らないんですけれども、そういったところであればですね、東北や北海道或いは九州の方からも、駆けつけるような形の災害対応でさせていただくことになりまして、あと各市さんへの連携という意味では、国の職員をですね、市さんにも派遣をするリエゾンというふうに言ったりしますが、そういう情報連絡体制というのを確立をして、しっかりと情報を吸い上げる、或いはですね、も

つと言ういろいろなWeb会議とかも最近発達しておりますので、そういったWeb会議をですね、常時接続をして、私と市長様、直接常時やりとりができるような体制もですねしていくということを考えておりますので、そういった形でしっかりと連携をしていくところで、災害対応は総力戦でございますので、しっかりと行政の方でもしっかりとやっていきたいと思っております。

(委員)

ご意見とかですねコメントいただいたとおり市とですね、或いは国の機関の方との連携というのが非常に良いということも日頃から認識してございまして、ちょっと最近一つそういう点でトピックスがございましたので、ご紹介させていただきますと、大きな地震や台風があった時にですね、県の方から市の方にですね、緊急派遣チームというのが、派遣をされるということになっています。これ昨年度も確か1回あったかと思えますけども、ただ、従来ですね仕組みですと、その派遣される県の職員がですね直前まで決まっていないので、防災の仕事に必ずしも長けた人間が行くとは限らない。または、その地区としてですね松阪の地理を知っている人が必ず行くとも限らないというようなこともありましてですね。今の知事ですね、就任以来その辺の見直しをせよというようなご指示を受けまして、今年の1月ぐらいからですね、このもう緊急派遣チームを、固定でですね、松阪市に行くのは、誰と誰、誰と誰っていうふうにな簿をあらかじめ作りまして、しかも行く人間がですね若い職員だけじゃなくてですね、判断のできる、防災分野の、ちょっと業務に長けた人間をですね固定をいたします。この人がいるというような仕組みをですね現在作っておるところでございますので、そういうこともありまして、今後もですね、松阪さんの方とまた連携を密にしていきたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。よろしいですか。

(委員)

はい。ありがとうございます。お聞きさせていただいて、非常に参加の防災会議の委員の皆さん方も、すごく安心と参考になったのではないかなというふうに思いますので、どうもありがとうございました。

(会長)

はい。それでは、これでよろしゅうございますね。それではですね、質疑はここで終了させていただきます。お諮りをいたします。松阪市地域防災計画の修正について原案通り承認することをご異議ございませんか。はい。異議なしをいただきました。それでは、ないので原案通り承認し、決定とさせていただきます。続きまして事項3「松阪市水防計画

の修正」について事務局より説明をお願いいたします。

3. 松阪市水防計画の修正について

(事務局)

松阪市水防計画の修正について、資料 6、資料 7 に沿って、説明をさせていただきます。まずは資料の説明をさせていただきます。

資料 6 は松阪市水防計画の修正概要とさせていただきます。次の資料 7 は、令和 4 年度修正案 松阪市水防計画新旧対照表となっております。

新旧対照表につきましては、事前に防災会議委員の皆様や、庁内委員、各関係機関よりご提出をいただきました。修正箇所について、新旧対照表という形でお示しをしております。

またこれらの資料につきましては、地域防災計画と同様に、委員の皆様在先日前もって配布をさせていただいているところでございます。それでは、資料 6 及び資料 7 に基づき、説明をさせていただきます。

まず、資料 6、令和 4 年度松阪市水防計画の修正内容をご覧ください。

(1)「修正の概要」でございますが、この水防計画につきましては、松阪市域における水防事務の調整、また、その円滑な事務のために必要な事項を規定しているものでございます。本計画につきましては、水防法第 33 条に基づき三重県水防計画に応じた市の水防計画を定め、毎年検討し、必要な修正をしていくことが定められておまして、令和 4 年度の修正案について、ここでお諮りをするものでございます。

次に、(2)「修正等の主な項目、内容」についてご説明をさせていただきます。

今回の修正につきましては、大きく三つの要因によるものでございます。

まず(1)の伊勢湾沿岸の水位周知海岸指定に伴う見直しでございます。水防法第 13 条の 3 において、知事が区域内に存する海岸で高潮により、相当な損害を生ずる恐れがある海岸を指定する。水位周知海岸について、三重県では、新たに木曾岬町から伊勢市の伊勢湾沿岸において水位周知海岸及び高潮浸水想定区域の指定が行われる予定でございます。また、これに伴い、水防法第 16 条に定める知事が水防警報を発表する水防警報海岸についても、新たに指定が行われる予定でございます。こちらの指定につきましては、三重県の水防計画令和 4 年度修正案として、来る 3 月 22 日、来週の水曜日になりますけれども、そちらで行われます三重県防災会議にて、諮られる予定と聞いております。本来であれば市の水防計画は、県の水防計画に応じた計画になるべきものであるため、県の水防計画の修正が承認された後に、ここで諮りすべきことではありますが、新しい指定区域に伴う変更が、3 月 22 日の県の防災会議での承認後から運用開始となりますため、県に先んじて、本日の松阪市防災会議にお諮りをするところでございます。なお、このことにつきましては三重県施設災害対策課と協議済みでありますことを申し添えさせていただきます。これらの指定によりまして、本編内第 1 章、用語の定義の追加修正を行うとともに、第 4 章の予報及び警報とその措置に、水位周知海岸における水位到達情報追加、同じく 4 章の水防警報について修正を行い

ます。

次に(2)国が行う洪水予報の運用変更、氾濫危険情報の発表前倒しに伴う修正でございます。国土交通省が、気象庁と合同で発表している指定河川洪水予報のうち、氾濫危険情報について、令和4年6月13日より急激な水位上昇で、3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなった場合に、予測に基づいて情報を発表する運用をしたことに伴い、本計画の第4章、洪水予報河川における洪水予報の氾濫危険情報について発表基準を修正するものでございます。

次に、(3)その他所要の見直しについては、次の新旧対照表の中でご説明をさせていただきます。それでは次の資料7、新旧対照表について説明させていただきます。資料7の令和4年度修正(案)、松阪市水防計画新旧対照表をご覧ください。

まず、ナンバー1の第1章、本編ページ、2ページから4ページ、1-2、用語の定義についてでございますが、(11)から(19)、それから新旧対照表1枚、ページをめくっていただきまして、(20)、(21)までにつきましては、先ほどご説明をいたしました、三重県によります水位周知海岸等の新たな指定に伴い、要望の追加修正を行うものでございます。

次にナンバー2、第3章、23ページの3-2-2、重要水防箇所につきましては、管理者であります、三重県松阪建設事務所保全課より修正の依頼があったものでございます。

次にナンバー3、第4章、27ページの4-1、気象庁が行う予報及び警報についてでございますが、こちらは気象庁の津波に関する予報及び警報の発表基準に基づいて修正を行うものでございます。

次に3ページをご覧ください。ナンバー4、第4章、ページ番号28から29ページ、4-2、洪水予報河川における洪水予報についてです。洪水予報については、流域面積が大きい河川で、洪水予測が可能な河川について三重河川国道事務所と津地方气象台が共同し雨量予測を与えた水位予測を行い、未来時間に到達する水位の予測を発表するものでございます。当市におきましては、雲津川、櫛田川が該当しておりまして、修正内容としては、主に先ほど修正概要で説明いたしました。国が行う洪水予報の運用変更に伴う修正でございますので、詳細を割愛させていただきます。次に、4ページ、5ページにわたってご覧いただきたいと思います。No5、第4章、29ページから30ページ、4-3、水位周知河川における水位到達情報でございます。こちらの水位周知河川とは、流域面積がそれほど大きくなく、予測が合わない河川において、時間が経過するとともに、到達水位を、三重河川国道事務所が単独で通知するもの。また、知事が通知するものでございます。市内では、三重河川国道事務所が通知する河川は、中村川が、知事が通知する河川としては、碧川、三渡川、阪内川、金剛川、愛宕川、名古屋川が該当しております。主な修正としましては、三重県水防計画に依拠して、知事が行う水位到達情報の通知を行う河川名と、区域の追加、基準水位観測所の追加をするものでございます。

次に6ページをご覧ください。ナンバー6、第4章、本編30ページの4-4、水位周知海岸における水位到達情報、それから次のページ、7ページをご覧ください。ナンバー7、ナ

ンバー8の第4章、30ページから33ページの4-6、水防警報につきましては、先ほど修正概要で説明をいたしました、水位周知海岸の新たな指定に伴う修正でございますので、詳細を割愛させていただきます。

次に8ページをご覧ください。ナンバー9、第4章、33ページから34ページ、4の7、避難指示につきましては、三重県による水防警報を公表する水防警報海岸の新たな指定によるもの。また、三重県松阪建設事務所保全課より修正の依頼のあったものでございます。

次に、ナンバー10、第6章、37ページ、6-7河川等の巡視につきましては、三重県による水位周知海岸の指定に伴うもので、海岸堤防を加えた修正でございます。

次にNo.11、第6章、40ページの6-13、緊急時の通信連絡につきましては、来年度より中部地方整備局、蓮ダム管理所との連絡手段にメールが追加されること。また、緊急時への市民への周知や関係機関との連絡手段として、ソーシャルネットワークサービスが活用されている実情を踏まえた修正でございます。

次に9ページをご覧ください。ナンバー12、第6章、41ページから42ページ、6-16、気象予報等の情報収集につきましては、気象庁または国土交通省のウェブサイト内のページ名称の変更、URLの変更に伴う修正でございます。

次に10ページをご覧ください。No.13、第6章、44ページの6の18、水防倉庫及び資機材につきましては、松阪市が管理する水防倉庫18ヶ所の備蓄資機材の点検補充を毎年実施いたしております。こちらの表は、今年度11月に実施をいたしました、点検時の数値に修正を行っているものです。またちょっと見にくいですが、表の中の番号3、松名瀬倉庫につきましては、かねてから地域の要望がございました、施設の老朽化によりまして、新たに建て替えを行い、その際に、名称を中村倉庫から松名瀬倉庫に変更した修正、面積の修正となっております。次にNo.14、第9章、50ページの公費負担の章でございますが、水防法第28条に緊急に行うことができる権限について定められておりまして、規定に基づき、排水用機器の使用について追加をしたものでございます。

最後に、11ページをご覧ください。No.15、第9章9の1、公用負担命令権限証についてですが、水防法第28条第2項におきまして、水防管理者から委任を受けたものについて権限が行使できる旨の内容がございまして、正しいものに修正をするものでございます。

以上事項2「松阪市水防計画の修正」についての説明とさせていただきます。
よろしくお願ひ申し上げます。

(会長)

それではですなただいまの説明に対しましてご質問、ご意見あります方は挙手をよろしくお願ひします。よろしゅうございますか。ご意見ないようでございますので、それではお諮りいたします。松阪市水防計画案を、原案の通り承認することでご異議ございませんか。ありがとうございます。それでは意義が無いようですので、原案どおり承認決定とさせていただきます。

(会長)

続きまして事項書4「松阪市災害時職員行動マニュアルの見直し」について説明をお願いします。

4. 松阪市災害時職員行動マニュアルの見直しについて

(事務局)

事項書4松阪市災害時職員行動マニュアルの見直しについて説明をさせていただきます。資料はお手元の資料8松阪市災害時職員行動マニュアルの主な修正概要、そして、資料8-1松阪市災害時職員行動マニュアル改訂版本冊。そしてもう一つ、資料8-2、松阪市ファーストミッションボックスの三種類でございます。まずは、資料8、松阪市災害時職員行動マニュアルの主な修正概要に沿ってご説明をさせていただきます。

資料8をご覧ください。松阪市災害時職員行動マニュアルは、地域防災計画の実効性を高める細部計画として、業務継続計画BCPを本市が独自に定め、その中で選定した非常時優先業務や、優先順位等を定めたマニュアルでございます。①見直しの目的ですが、平成29年度に策定した松阪市災害時職員行動マニュアルでは、大規模災害時に、各職員が的確で迅速な判断、対応ができるよう、また、職員の参集率が低い場合でも対応ができるように、業務の優先順位を設定しています。今回の見直しでは、策定から5年が経過し、機構改革などによる業務の見直し及び令和3年度策定の松阪市受援計画との整合や、勤務時間外の参集人員の把握を行い、限られた人員での優先業務の見直しに加え、各課の課題を抽出いたしました。抽出した課題を全庁で共有し、一丸となって、課題解決に向けて取り組むため、各部で目標設定した実効性のあるマニュアルを目指します。令和4年度の取り組みといたしまして、6月に各課のBCM担当者、管理職を対象に研修を行い、6月から9月に各課でワークシートの作成、課題抽出、非常時優先業務を見直しました。11月には、ワークショップを行い、各課の現状の情報共有、課題解決の目標設定を行いました。令和5年1月には、災害対策本部員を対象としたBCM会議を開催し、問題解決の目標、各課の優先業務について、本日お越しの先生よりアドバイスをいただいております。今後は毎年BCM会議を開催し、目標設定した、課題解決の達成度の報告を行っていく予定です。続きまして、資料8-1松阪市災害時職員行動マニュアル第2版をご覧ください。マニュアルの主な修正箇所といたしまして災害発生後、最初の登庁者がやるべき任務として、これまで記載がございませんでした、災害対策本部の設置方法について記載したファーストミッションボックスの設置について、10ページに追加をいたしました。また、各部から報告があった非常時優先業務について、25ページから134ページの一覧表を修正しております。三つ目の修正内容でございますが、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応内容を154ページに、今回新規に追加をしております。そのほかには、機構改革等による修正や文言の追加等を行っております。

続きまして、資料8-2をご覧ください。先ほど申し上げました、松阪市ファーストミッ

ションボックスでございます。災害発生時に、災害対策本部の立ち上げについて、誰が一番に市役所に登庁しても準備ができるようにしておくことが必要、最初に登庁した職員が指揮するようにしておくとのアドバイスをいただき、解決策として、ファーストミッションボックスの設置をいたします。ファーストミッションボックスとは、災害発生時の初動対応の迅速化を目的とし、危機管理教育研究所と長野県飯田市により考案されたもので、本市も飯田市のファーストミッションボックスを参考にしております。ボックスは時間外に災害が発生し、最初に、市役所に登庁した職員が何をすべきかを記載したカードや、最初の任務を行うために、必要となる最低限度の事務用品などをまとめたもので、市役所一階の当直室に置く予定です。災害発生直後の混乱した状況の中で、市役所に一番乗りで到着する職員の誰もが適切に行動することは難しく、まずは心理的に落ち着かせるカードとし、その後、ミッションに移ります。資料の2ページをご覧ください。上段のスライド番号3は、宿日直者へのミッションです。次のスライド3から5では、災害対策本部員、または防災対策課職員が来るまでの間は最初に登庁した職員が指揮者であることを伝え、箱の中にあるミッションカードを番号順に登場してきた職員へ指示をしていきます。ミッションカードを受け取った職員は、指揮者であることがわかるように、ボックスにある指揮者ベストを着用し、後から登庁する職員のために、指揮者の居場所を正面玄関、裏玄関の2ヶ所に掲示します。災害対策本部員、または防災対策課職員が来るまでの間、指揮者となり、カードに書いてあるミッションを番号順に行っていきます。ミッションは全部で12あります、施設の安全管理、安全確認、災害対策本部設置、消防本部、警察、三重県への連絡までを記載し、ミッションがクリアできればその都度チェックリストやコンプリートカードに、完了時間、確認者を記入していきます。資料の17ページをご覧ください。スライド番号34では、被害状況によって、災害対策本部設置場所、5階正庁、産業振興センター、駐車場の3ヶ所を想定し、各場所での災害対策本部レイアウト図、必要な物品を記載しています。資料の最後には、ファーストミッションボックスの中身をイメージとして記載をしています。以上簡単ではございますが、松阪市災害時職員行動マニュアルの見直しについての説明を終わらせていただきます。

(会長)

はい。それではですね、ご質問ご意見あります方は挙手をお願いします。はいどうぞ。

(委員)

はい。災害時のファーストミッションボックスということで説明を伺いまして、役所の管内の職員の災害時、有事の充実した行動マニュアルということで、非常に参考になりましたけれども、13万、14万弱の、市民の生命財産を守っていく上では、とてもなかなか職員の行動マニュアルだけでは対応できないということもありますので、ぜひ人材育成を、市民の人材育成をですね、そういうものにも力を入れていただきたいというふうをお願いをいた

します。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。事務局、何かコメントありますか。どうぞ。

(事務局)

はい失礼いたします。市民の人材育成ということでご質問をいただきました。

(事務局)

今の防災対策課ではですね地域への補助金を制度として持っておりまして、地域の住民自治協議会の皆様がですね、例えばその防災士の資格取得をされるとかですねそういった形に補助金を出させていただいておりますし、また防災対策課では、出前講座という風なところでですね、地域の方へ入らしていただきまして、皆様の防災意識の向上にですね、努めさせていただいております。以上でございます。

(会長)

他にいかがでしょうか。よろしいですか。それではですね、ここで質疑、これは報告なんここで質疑を終わらせていただきます。続きまして事項書 5 令和 5 年度松阪防災の日について事務局より説明をお願いします。

5. 令和 5 年度「松阪防災の日」について

(事務局)

それでは、令和 5 年度松阪防災の日についてご説明申し上げます。資料 9 をご覧ください。松阪市では、令和 3 年に、10 月第 4 日曜日を松阪防災の日と制定しました。令和 5 年は 10 月 22 日が、第 4 日曜日となることから、10 月 22 日が松阪防災の日となり、この日を含む、22 日から 28 日土曜日までを、松阪防災週間として、防災訓練の実施をはじめ、啓発事業を予定しております。また、令和 5 年度の松阪市防災訓練につきましては、市主催では初となる。夜間の災害発生を想定しての訓練を予定しております。昨今、緊迫度が増しつつある南海トラフ地震による被害が懸念される中、夜間の災害発生も十分起こり得ることから、夜間発生時において、十分な準備を講じることができるよう、知識を習得し、市民や、自主防災組織、各種関係機関等との連携による防災活動を実施するとともに、自治防災組織、各関係機関等、それぞれの視点から、夜間ならではの課題を見つけ出し、市民の防災意識、自助、共助の高揚を図り、地域の防災力向上を目的とし、実施していく予定でございます。防災訓練の詳細につきましては、今後、地域、関係機関等と協議を進めて参ります。以上、簡単ではございますが、令和 5 年度松阪防災の日についての説明とさせていただきます。

(会長)

はい。それではですね、この松阪防災の日につきましてご質問ご意見ございませんか。ないようでございますのでそれでは、続きまして事項書6のその他に移ります。事務局よりありましたらお願いします。

6. その他

(事務局)

失礼いたします。防災関係機関の皆様には、日頃から大変お世話になっております。この場をお借りして、お礼を申し上げます。誠にありがとうございます。皆様におかれましては、有事に備えて、平時から様々な取り組みをされてみえます。本日は防災委員であります、西日本電信電話株式会社三重支店様より、取り組みをご説明していただきます。よろしく願いいたします。

(委員)

NTT西日本における災害対策の取り組みということで、貴重な時間をいただきまして、ご説明させていただきたいと思っております。資料につきましてはお手元に配付させていただいております資料をご覧くださいと思っております。

本日は大きく2点、まず1点目としまして、弊社NTT西日本の災害対応力を生かした、地域貢献、地域防災の取り組みについて、ご説明させていただきたいと思っております。

また、2点目としましては、今後の防災、減災に向けまして、弊社でも、デジタルトランスフォーメーション、新しい技術を用いて、いろんな取り組みをチャレンジしているところがございます。ぜひですね、関係機関の皆様や自治体の皆様と連携しながら、こういった取り組みにも挑戦していきたいと思っております。今回は簡単ではございますがご紹介ということをしていただきたいと思います。いうふうに思っております。

2ページ目になります。まず、NTT西日本グループにおける防災減災対応ということで、大きく三つの取り組みがございます。順に説明をさせていただきます。まず、左側でございますが、災害対策の基本方針としまして、弊社では三つ掲げております。

1点目としましては、ネットワークの信頼性向上ということで、本日の会議の場でも、災害発生時の際は、情報通信を活用した連携を取り組むということで、皆様ご議論、ご紹介いただいておりますが、こういった通信を途絶えさせないために、日頃より地震、火災、風水害に強い設備づくりを行っております。また、通信伝送網の多ルート化ということで、三重県は山、海ともに豊富な自然がございますが、それらの災害に被害を受けることなく、多ルートすることで、通信が途切れないような構成を図っております。また、24時間365日、ネットワーク状態を監視制御する仕組みを取り組んでおります。

2点目としまして、重要通信の確保でございます。災害発生時は、110番、119番等の緊急通信や重要通信が行われます。これらを守るように、重要通信の確保を行っております。

また、特設公衆電話といったものを避難所に事前設置をさせていただいておりますので、これらが使えるように、運用させていただいております。

3点目としまして、災害用伝言ダイヤル171及びWeb171というサービスを使いまして、市民の皆様の安否確認を行っていただけるように取り組んでおります。3点目といたしましては、通信サービスの早期復旧でございます。災害が発生した際は、いち早く通信を復旧できるように、また、その間の応急復旧ということで、無線通信を使用しました災害対策機器等を活用しまして、応急復旧を行っております。また、復旧用の資機材の調達ですとか、三重県の復旧要員だけではなく、全国から復旧支援いただけるような体制づくりにも取り組んでおります。続いて真ん中でございます。ICTを活用した取り組みということで、これまでの基本的な取り組みに加えまして、昨今、新しい取り組みにも取り組んでおります。

1点目としまして、プロアクティブな気象予測というものに取り組んでおります。こちらは、過去に襲来した台風、豪雨による通信障害やその際の気象データというものを蓄積しております。また新しいシーズンになりまして、台風の進路予想が発生した場合は、そういった過去の進路になぞらえまして、AIを使って情報解析を行っております。その結果から、この進路を通る台風であれば、これぐらいの故障が発生しそうだという情報を、台風が過ぎる前からですね、予測を立てまして、先ほどご紹介したような、他府県から応援を要請するような、事前体制を構築したりしております。

2点目としまして、能動的な回線試験といったものにも取り組んでおります。こちら皆様のご家庭や、事務所等に構築させていただいております光ファイバー回線につきまして、災害発生前、そして災害発生後に試験を行うことができまして、その試験結果から、お客様からの故障申告をいただく前から、お客様の故障状況を把握し、応援、復旧に向かうような体制をとっております。

3点目としましては、ライブカメラやドローンを活用した遠隔監視や調査というものも行っております。松阪市にもですね、NTTのビルの大きい鉄塔があるビルがあるんですけども、そちらの屋上鉄塔部分にですね、ライブカメラを設置させていただいております。津波の様相ですとか、街の様相といったものを遠隔で監視できるような体制をとっております。

続いて、右側でございます。自治体との連携でございます。松阪市様をはじめ三重県様ですとか、災害時の連携協定というものを締結させていただいております。災害発生時には、自治体の皆様と連携しながら、災害対応に取り組んでおります。また、防災Wi-Fiの推進ということで、昨今ではですね、非常に情報通信が皆様の生活の基盤となっておりますので、災害時にも情報収集いただけるように、防災フリーWi-Fi等の推進を進めております。また、防災訓練や防災イベントへの参加ということで、先ほどご紹介もありましたが、松阪防災の日といったような訓練の場でもですね、我々参加させていただきまして、地域の皆様へ、特に災害時の安否確認を行っていただくような、171といったサービスの啓発活動をさせていただいております。

次のページをご覧ください。繰り返しになりますが、先ほどご紹介させていただきましたような、災害対応のツール、ノウハウを使いまして、また右側、自治体の皆様や各関係機関の皆様と連携をさせていただきながら、弊社は地域の皆様の地域貢献ですとか、地域の防災力の向上に努めているというところでございます。

続いてのページからですね、新しい取り組みのご紹介になって参ります。4ページの真ん中をご覧くださいなのですが、弊社NTTの設備は、左側にNTTの局舎をご想像いただきたく、右側はお客様のお宅、ご家庭とご想像ください。NTT西日本ではお客様のお宅一軒一軒に光ファイバーケーブルをお届けしておるんですが、最初は、とう道と言われるトンネルを通過しております。途中には、川があり、橋があるようなところもございまして、道路の下をマンホールの中をですね、光ファイバーケーブルが通っておったり、あと真ん中からは、電柱の方に上がりまして、最後、お客様のお宅に届くという構成をとっております。これらの設備は日頃から点検管理が必要でして、それらを効率化していくということの事例をいくつかご紹介したいというふうに考えております。左側、ドローンによる点検というものがあるんですが、こちらは次のページ5ページでご説明をさせていただきます。

続いての5ページをご覧ください。これまではですね、左側の写真にございますように、橋の下に管路と呼ばれる土管がございまして、そういった中に光ファイバーケーブルを敷設しておりました。これらの設備は、作業員が、左下にあります写真のような特殊な車を使いまして、橋の下を点検する、そういった活動を行っておったんですが、現在では、ドローンを使いまして、ドローンのカメラ機能を使いまして、橋の管路と呼ばれるものの腐食状況等を確認する作業を行っております。これらは作業の効率化だけでなく、この橋の下を通っている水道さんですとか、電力の方の設備ですとかそういったものも一緒に共同点検できるというメリットもございまして、今後こうしたものも一緒にとらえるというふうに考えているものとございます。続いて6ページでございます。今度ではですね、MMSと呼ばれます、ちょっと聞きなれない言葉かもしれませんが、こちらは、モバイルマッピングシステムと呼ばれまして、グーグル社のストリートビューを撮影する車などをご想像いただきたいのですが、車の上に数ヶ所を撮影できるカメラを設置しておりまして、この車を走らせることで、道路上の電柱及び電線の状態を点検するというものを行っております。こちらでも左側、これまでは、作業員が一本一本の電柱を点検し、ひび割れ等がないか、目視の点検を行っておりましたが、このシステムを使うことで、道路上を走ること、撮影を行いながら、電柱のひび割れ等を確認し、効率的な点検作業を行っているという取り組みになります。道路上は道路だけではなく、カーブミラーですとか、様々な設備が共同で設置されておりますので、こういったものも弊社だけでなく、皆様と一緒に共同していきながらですね、シェアリングというようなこともあるんですけども、皆様と効率的な設備点検を行っていったらというふうに考えております。はい。非常に駆け足での説明となり恐縮ですが、最後10ページの方に、前半の災害対策に関する問い合わせ先と、あと後半の様々な点検の効率化に関する問い合わせ先等を紹介させていただいておりますので、ぜひご興味を持っていただ

いた皆様、こちらのご連絡先までご連絡いただければというふうに考えております。駆け足となって恐縮ですが、以上でご説明の方終わらせていただきます。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。松阪市では特設公衆電話を各中学校の方に設置をしております。今後、各関係機関と連携し災害対応を行って参りたいと思います。ありがとうございました。

(会長)

はい。それではですね、全体を通して先生からご意見等ございましたらお願いします。

(アドバイザー)

何度もすみません。ご意見は特にないんですけども、防災会議は法定会議で、災害対策基本法に基づいて、市長等を会長とする、防災関係機関の皆様を集めた会議ということになっているわけでありまして。そこで何をするかという最近では皆さんにやっていたという地域防災計画を策定するのがミッションです。ですので、非常に重要な会議というふうに位置付けられます。で、何が大事かっていうと、毎年これをきっちり図ることで、松阪市の情報を関係機関の皆様で共有する。それから松阪市は松阪市で、市役所の中で、この防災計画、これでよかったんだろうかということを経査するという一つのルーティンになっているわけです。そういう意味で、なかなかこの中で、コロナ禍で開きにくい状況ではあったんですけども、また、徐々に平常に戻りつつありますのでこの会議を大切にしていきたい。先ほど防災の日で説明がありましたけれども、防災訓練もこの枠組みの皆様方にちゃんと連絡をして、松阪市の防災訓練、訓練も法律でやりなさいって決まっているんですけども、それをやるための一つの枠組みとして運用することが懸命というふうに思いますので、ぜひ今後も、この会議を大切にいただきまして、或いは人が変わられるところもあるかと思いますが、引継ぎをしていただき、それからこの後、もし先ほど委員の方でもありましたけれども、お互いちょっと情報交換したいなというのはチャンスですので、終わった後、名刺交換等をして、関係機関の皆様で情報を出していただけたらいいかなというふうに思っております。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。それでは会場にお越しの委員の皆様方からその他の方で、ご意見ご発言ありましたらお願いします。

(委員)

よろしいですか。

(会長)

はいどうぞ。

(委員)

西黒部小学校は避難場所に指定されてるかどうかちょっと確認したいんですけど、それっっちゃうのはね。西黒部の各所に避難場所と書いて朝見小学校が書いてあるんですよ。西黒部小学校の近くにそういう看板が、現在あるんで、西黒部小学校のあそこはね。手すり付けてもらったのに、階段がなかったのかな。あの辺ちょっと1回確認したいんですけど。

(会長)

はい、事務局どうぞ。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。西黒部小学校は指定避難所となっております。風水害の時には、避難所として西黒部小学校に避難をしていただくことになるんですけど、おっしゃって見える朝見小学校が避難所という看板なんですけど、津波を想定してですね、東部ネットワークという、沿岸地域で構成されている団体の中で、津波時は、朝見小学校へ避難をするということで、朝見小学校という看板の設置をしてもらっております。

(委員)

前は西黒部小学校は屋上手りりはなかったですね。そやもんで朝見になったんだと思うんですけども、現在それがいまだに、朝見小学校ってなっていると、朝見小学校へ行くのは少し雨降るたびに氾濫する道路を渡らなきゃいけないような状態の場所になるんで、学校があっても学校へ避難できずに、朝見小学校までその0メートル地点で、ものすごく氾濫するんですけど、もう大雨にするともう必ず古井のあたりはもう氾濫して通れません。それでも朝見小学校へ避難しなければならないというのは、ちょっとどうかかなと思って、せっかく西黒部小学校という大きな建物があるのに、ライスセンターは避難タワーで、表示がされているんです。その近くに朝見小学校へ避難場所と書いてあって、その辺ちょっと、腑に落ちないので質問させていただいたような状態です。はい、すいません。

(会長)

事務局もうちょっとわかりやすく説明してください。

(事務局)

はい。失礼します。先ほどの西黒部小学校なんですけども、地域防災計画の中にですね指

定避難所というふうな形で位置付けをされております。はい。それで、当然洪水の場合等もですね、ここに避難するような形になっておりますので、先ほど事務局が言いましたのは、そういった地域の団体の方が、そういった避難経路というふうなところで表示をされているのかなと思うんですけども、実際に地域防災計画の方で、指定避難所として西黒部小学校が位置付けられておりますので、大丈夫でございますのでよろしくお願いします。以上です。

(委員)

先ほども言ったように、私も、この防災に携わっているけども、屋上手すりなかつたんですね西黒部小学校。それでそのために地域の防災の担当者の方が朝見を選んで看板つけてくれたんだと思うんですけども、現在はそれじゃなくても、すでに手すりもちゃんとついたり、避難場所に、指定してないその朝見の看板がそのまま残ってるんで、1回地元の方と、防災の方が協議してもらって、ちょっと、修正して欲しいなと思いますんでここで提案していきます。すいません。

(会長)

はい。前から要するに西黒部小学校は避難所なんです。地震の時の避難所なんですけども、地域団体の六つの地域団体と、皆さんで、より遠くに逃げるといような形で、玉突き方式という言い方をされてますかね。それでその、例えば西黒部の方は朝見へ行って朝見の方は掃水みたいなそんな話だったかと思うんですけども、行ける方はそうしてくださいねって、大体そういう話で、地域の六つの住民自治協議会の皆さん方がまとまって、そのような位置付けをされているもんですから、それで看板もそれに基づいて立ったと。ということで、決して西黒部小学校にはできないというわけではございません。もう少し後からきちんと防災の方からご説明を申し上げますので、よろしくお願いします。他ございませんでしょうか。

はいどうぞ。

(委員)

すいません。民生委員の立場からちょっとお教え願いたいんですけども、要配慮者の中です、どうしても支援を断る方がおります。いろんな形で、そういう方の安否確認というのはどうしてもほっとくわけにいかないのもあれですけども、こういう場合は、どんなような方法をとっていけばいいのか、ちょっとご参考に意見をお聞かせ願いたいんですけども。

(会長)

はいどうぞ。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。災害が発生した時の安否確認についてなんですけども、避難行動要支援者名簿を市の方で作成をしております。この名簿はですね平時から、地域へ名簿に掲載されている情報を提供する場合は、対象者ご本人様の同意が必要となります。しかし有事の際は、同意の確認を取らなくても、その情報を市から地域に提供することができますので、その名簿の情報をもとにですね、安否確認を行っていただくこととなります。

(委員)

そうしますと、その人の意思は関係なしに安否確認に行くという判断でよろしいですか。

(事務局)

はい。有事の際は、その判断になります。

(委員)

わかりました。

(会長)

はい。他にいかがでしょう。よろしいですか。はい。ないようですので最後に事務局から、その他の方あればお願いします。

(事務局)

すみません最後に失礼いたします。事務局から防災会議の委員選出についてご連絡をさせていただきます。委員選出につきましては各団体の皆様にご依頼をさせていただき選出をさせていただいております。皆様にはご協力いただきありがとうございます。防災会議への男女共同参画の推進について、毎年お願いをさせていただいております。防災会議への女性登用率の向上につきましては、貴重なことと認識をしており、ご参加いただく団体の皆様には、女性委員の選出について、これまでもご検討いただいているところがございますが、引き続きご検討いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。はい。それではすべての議事が終了いたしましたので、皆様にはですね。熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。議長の職をおろささせていただきます、事務局にお返しいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和5年度松阪市国民保護協議会、及び松阪市防災会議を閉会させていただきます。本日は長時間にわたりありがとうございます

いました。